

福岡県公報

平成23年9月30日
第3310号

目次

告示(第1611号-第1637号)

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事
前届出 (漁業管理課) 2
- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 (漁業管理課) 2
- 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定の解除 (自然環境課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 7

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 8
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 9

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 9
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 10
- 紫川水系に係る河川整備基本方針 (河川課) 13
- 平成24年度福岡県職員研修業務の委託に係る提案の募集 (福岡県職員研修所) 13
- 平成23年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課) 14
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 17
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 18
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 21
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 23
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 25

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) 25

○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数 (市町村支援課) ……………26

○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………26

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第6条に規定する講習の実施 (警察本部生活安全総務課) ……………27

○年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催 (警察本部生活環境課) ……………29

雑 報

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……………30

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……………30

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……………31

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……………32

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……………32

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……………33

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……………33

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……………34

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……………35

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………35

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………35

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………36

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………36

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………37

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………37

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………37

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………38

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………38

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………38

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……………39

告 示

福岡県告示第1611号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めめるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成23年9月30日から同年10月14日までの間縦覧に供する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市大浜町759番地1	山田 正人	両開	両開漁業協同組合
柳川市大浜町934番地28	城戸 武美		
柳川市大浜町1042番地3	内田 光喜		

福岡県告示第1612号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

加入区の名称 芦屋加入区
大和加入区

福岡県告示第1613号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規

定に基づき平成16年10月福岡県告示第1832号で指定した特定猟具（銃器）使用禁止区域のうち次の区域の指定を解除する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 関の山いこいの森キャンプ場特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

飯塚市のうち、網分の市道関の山鳥尾線（大山林道）と市道仁保赤松線との交点を起点とし、市道関の山鳥尾線を北へ進み九州電力特別高圧架空送電線嘉穂川崎線No.17号鉄塔跡への登り口歩道に至り、同歩道を東へ進み同鉄塔跡に至り、同鉄塔跡から稜線を約300m北東へ進み山頂へ通じる林内歩道に接続し、同歩道を約250m北東へ進み山頂に至り、同所から約600m南へ進み同No.19号鉄塔跡の東側100mの山頂に至り、同所から稜線を西へ進み同No.19号鉄塔跡を経て市道仁保赤松線に接続し、同市道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成16年11月15日から

平成26年11月14日まで

福岡県告示第1614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年9月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1268番先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1119番1先まで

福岡県告示第1615号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年9月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人オールウィン創造研究所

(2) 代表者の氏名

今村 武

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区清川3丁目27番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県の一般市民に対して、職業能力を身につけるために主に実践的な職業訓練を実施する事業を行うとともに、太陽光発電などの自然エネルギーの創造普及に関する事業等を行い、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動及び環境の保全を図る活動に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1616号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年9月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
(変更前)
特定非営利活動法人まほら
(変更後)
特定非営利活動法人だんだん

(2) 代表者の氏名
馴松 和己

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市門司区大里戸ノ上一丁目14番32号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業を行い、福祉の増進と障害者の自立支援を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1617号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年9月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
(変更前)
特定非営利活動法人日本スポーツトレーナーズ協会
(変更後)
特定非営利活動法人日本ボディケア協会

(2) 代表者の氏名

岩永 守弘

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区高木3丁目8番12号モンロー大橋スクエア205号

(4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、正しい知識と能力をもったスポーツトレーナーを育成し普及させることによって、多くのスポーツを愛好する人々に対しては、安全かつ効果的にスポーツを楽しむ、運動能力を向上させるための指導を行うことにより、スポーツの振興、子供の健全育成を図ることを目的とする。また、運動能力の低下によって日常生活を行うことが困難な人々に対しては、能力回復のためのメニューを作成し、指導を行うことによって保健、福祉の増進を図ることを目的とする。

(変更後) この法人は、ボディケア（整体、リフレクソロジー、エステティック、ネイリスト、メイクアップ、介護員等）に携わる又はこれから目指そうとする人々たちに対して、講習会等開催による知識や技術の習得のための教育及び認定に関する事業、安心して施術を実施できる環境整備に関する事業を行い、国民の健康維持増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1618号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字乙金	平成23年8月10日から 平成23年12月12日まで

福岡県告示第1619号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区・南区の一部	平成23年8月15日から 平成23年9月30日まで

福岡県告示第1620号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
中間市、直方市、飯塚市外	平成23年7月27日から 平成23年11月30日まで

福岡県告示第1621号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、みやま市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
みやま市山川町	平成23年9月1日から 平成24年1月20日まで

福岡県告示第1622号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（道路計画図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市西区今津地内	平成23年9月6日から 平成23年10月19日まで

福岡県告示第1623号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（カラー撮影、写真地図作成）

- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市全域	平成23年7月15日から 平成24年3月31日まで

福岡県告示第1624号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（カラー撮影、写真地図作成）

- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市全域	平成23年9月6日から 平成24年3月10日まで

福岡県告示第1625号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（数値地図作成）

- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
旧飯塚市の内、遠賀川及び穂波川以東	平成23年7月21日から 平成24年3月26日まで

福岡県告示第1626号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、朝倉市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（基準点測量）

- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市東部地域	平成23年8月25日

福岡県告示第1627号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（数値撮影デジタル）

- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市、春日市、筑紫郡那珂川町、久留米市、筑後市、みやま市、大牟田市	平成23年9月1日

福岡県告示第1628号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区蒲生1丁目地区	平成23年7月29日

福岡県告示第1629号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 サニーすわの町店
 - (2) 所在地 福岡県久留米市諏訪野町1903番地21ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1630号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 久留米南ショッピングセンター
 - (2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1631号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 みいまちショッピングタウン
 - (2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1632号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 善導寺ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県久留米市善導寺町飯田393番地の4

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1633号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市中原字藤倉72番1及び72番5から72番7まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

愛知県春日井市南下原町字三番割455番地

株式会社 一榮食品 代表取締役 池田 栄一

福岡県告示第1634号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡水巻町古賀二丁目1047番2及び1058番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

遠賀郡水巻町吉田東四丁目9番5号

安田 栄和

福岡県告示第1635号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市泊字ウエマツ335番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市潤三丁目13番26号

末永 智之 末永 晶子

福岡県告示第1636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	一般 国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所112番1先から 田川郡香春町大字採銅所185番1先まで	15.5 ～ 23.5	66.0
			後	田川郡香春町大字採銅所112番1先から 田川郡香春町大字採銅所185番1先まで	18.5 ～ 66.0	

福岡県告示第1637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	添田線 小石原	前	田川郡添田町大字中元寺155番2先から 田川郡添田町大字中元寺504番先まで	4.6 ～ 13.4	140.0
			後	田川郡添田町大字中元寺155番2先から 田川郡添田町大字中元寺504番先まで	5.2 ～ 30.0	

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電子計算機賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成23年10月5日（水）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称

電子計算機賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成24年1月1日から平成28年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年10月11日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成23年9月30日（金）から平成23年10月7日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成23年10月11（火）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成23年10月12日（水）午前10時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Articles and Quantity

A lease contract for a large scale system computer

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on October 11, 2011

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police

Headquarters

Address : 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku

Fukuoka City 812-8576 Japan

Telephone: 092-641-4141 (Ext. 2244)

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、「紫川水系河川整備基本方針」を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置く。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県では、民間専門機関が持つ高度の研修ノウハウ（手法、技術）を活用してより効果的な職員研修を実施するため、平成14年度より職員研修業務を外部委託しております。今回、平成24年度福岡県職員研修業務委託先の選定に当たって、次のとおり公募により提案を募集します。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 公募する業務

(1) 名称

福岡県職員研修業務

(2) 業務の概要

福岡県職員（警察職員及び教員を除く。）に対する研修の企画、実施及び評価等に関する業務

(3) 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 応募資格

次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 平成21年度から平成23年度までの間に国、都道府県又は政令指定都市の職員を対象とした研修実績があること。

(2) 福岡県内に事業所を有すること（研修業務を受託することとなった場合、平成24年3月31日までに県内に事業所を有すること。）。

(3) 職員育成全般にわたる総合的な研修業務を行えること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）でないこと。

(6) 暴力団又はその構成員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を目的とする法人及び団体でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

福岡県職員研修所

住所 〒816-0902 福岡県大野城市大字乙金8番1

電話 092 (504) 0531 Fax 092 (504) 4824

電子メール kenshu@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 説明会の開催

募集に関する説明会を開催するので、応募を希望する場合は参加に努めること。

ア 開催日時

平成23年10月7日（金）午後1時00分から午後3時00分まで

イ 開催場所

福岡県職員研修所（福岡県大野城市大字乙金8番1）

ウ 内容

福岡県職員研修業務委託に係る提案についての説明

（提案書作成に係る説明書は、説明会において配布するほか、説明会開催後、県ホームページにて公開する。）

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、ファクシミリ又は電子メールでも参加申込書を受け付けるが、送信時に到着確認の連絡（電話 092 (504) 0531）を行うとともに、提案書提出期限までに代表者印を押印した正本を必ず提出すること。

イ 提出期限

平成23年10月14日（金）午後5時00分（必着）

なお、持参の場合は、受付時間を午前9時00分から午後5時00分までとする。

（「福岡県の休日を守る条例」（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

ウ 提出先

(1)の部局とする。

(4) 提案書の提出

ア 提出方法

説明書に基づき、提案書を作成し、持参又は郵送（提出期限内必着の配達証明付き書留郵便に限る。）すること。

イ 提出期限

平成23年10月31日（月）午後5時00分（必着）

なお、持参の場合は、受付時間を午前9時00分から午後5時00分までとする。
（「福岡県の休日を守る条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

ウ 提出先

(1)の部局とする。

4 その他

(1) 詳細は、説明会で配布する説明書による。

(2) 今回の企画提案の募集は、平成24年度当初予算の成立を前提として実施しているため、成立しなかった場合には、この手続の変更（中止を含む。）を行うことがあることを承知おくこと。なお、この場合、提案者の損害の補償は行わない。

(3) 提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

公告

平成23年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 試験職種

ア 実技試験及び学科試験を行うもの

デザイン科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

(1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科
(6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科
(11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ

制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろう製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 事務科 (106) 貿易事務科 (107) 流通ビジネス科 (108) 写真科 (109) 介護サービス科 (110) 理容科 (111) 美容科 (112) ホテル・旅館・レストラン科 (113) 観光ビジネス科 (114) 日本料理科 (115) 中国料理科 (116) 西洋料理科 (117) 臨床検査科 (118) フラワー装飾科 (119) メカトロニクス科 (120) 情報処理科 (121) フォークリフト科 (122) 建築物衛生管理科 (123) 福祉工学科

2 受験資格

ア デザイン科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第3項及び第4項のいずれかの項に該当することにより、デザイン科の受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第1号の2に規定する専門課程の養成訓練に相当するもの）を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
デザイン科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①マーケティング論（市場調査、仕様及び積算） ②デザイン（デザイン史、構成、色彩、造形、図案、製図） ③材料及び加工法（加工法、各種材料と特徴） ④安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 ①工業デザイン（人間工学、工業デザイン、工作法） ②商業デザイン（広告、印刷、写真、視覚伝達法）
	2 実技試験 デザイン
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法	平成23年11月30日（水曜日）	福岡県吉塚合同庁舎803号室（福岡市博多区吉塚本町13番50号）
デザイン科	学科試験	平成23年12月26日（月曜日）	福岡県吉塚合同庁舎802号室（福岡市博多区吉塚本町13番50号）
	実技試験	平成23年12月27日（火曜日）	

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時から午後5時までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には50円切手を、写真票には写真を貼ること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、実技試験申込みにあつては15,800円を、学科試験申込みにあつては3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、平成23年10月21日（金曜日）から平成23年10月28日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

- (1) 合格者の氏名は、1のイの項に掲げる職種については平成23年12月16日（金曜日）に、デザイン科については平成24年1月20日（金曜日）に発表する。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話 092-643-3601）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- (1) 県間通信装置賃貸借
- (2) ICカード免許証用追記装置賃貸借

2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の方法
 - 次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

- 人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年10月20日（木）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

ア 県間通信装置賃貸借（契約番号①）

イ ICカード免許証用追記装置賃貸借（契約番号②）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

ア 契約番号①（県間通信装置賃貸借）

平成23年12月1日から平成28年11月30日までの間

イ 契約番号②（ICカード免許証用追記装置貸借）

平成24年1月1日から平成28年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年11月10日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成23年9月30日（金）から平成23年11月9日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成23年11月10日（木）午後5時45分

- (2) 提出場所
5の部局とする。
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

- (1) 日時
- ア 契約番号①（県間通信装置賃貸借）
平成23年11月11日（金）午前10時00分
- イ 契約番号②（IC免許証用追記装置賃貸借）
平成23年11月11日（金）午後10時30分
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity
 - a. A lease contract for a set of inter-Prefectural communication apparatus
(Contract No.1)
 - b. A lease contract for several sets of information recording apparatus that are going to be used for the Integrated Circuit mounted on each of the Driver's License Cards
(Contract No.2)
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on November 10, 2011
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
Address: 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku
Fukuoka City 812-8576 Japan
Telephone: 092-641-4141 (Ext.2244)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
捜査支援カメラシステム購入
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数

- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組

合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年10月24日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注

する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
捜査支援カメラシステム 1式
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年2月15日
- (4) 納入場所
福岡県警察本部組織犯罪対策課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年11月14日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気機器	AA
05	02	電気通信機器	
05	10	光学機器・DPE	
13	07	ソフトウェア開発	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成23年9月30日（金）から平成23年11月14日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の受領期限及び提出場所
- (1) 受領期限
平成23年11月14日（月）午後5時45分
- (2) 提出場所
5の部局とする。
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成23年11月15日（火）午後1時30分
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

- 見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Purchase of criminal investigation camera ; 1 sets
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on November 14, 2011
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext 2233)

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「旧法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成23年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
アース環境開発株式会社
- (2) 所在地
福岡市中央区大手門二丁目1番16号
- (3) 代表者
代表取締役 玉城 輝充

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成23年9月13日

4 処分の理由

事業者の役員が旧法第14条第5項第2号イに規定する旧法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が旧法第14条第5項第2号ニに該当し、旧法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しく

は改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成23年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年9月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,326

福岡県選挙管理委員会告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成23年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年9月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

752,713

福岡県選挙管理委員会告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成23年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年9月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,795

北九州市小倉北区	49,777
北九州市小倉南区	57,720
北九州市若松区	23,585
北九州市八幡東区	20,367
北九州市八幡西区	69,939
北九州市戸畑区	16,918
福岡市東区	75,426
福岡市博多区	56,033
福岡市中央区	47,552
福岡市南区	66,478
福岡市城南区	32,861
福岡市早良区	56,096
福岡市西区	50,468
大牟田市	34,935
久留米市	81,452
直方市	16,135
飯塚市・嘉穂郡	39,949
田川市	13,920
柳川市	19,646
八女市	11,287
筑後市	12,987
大川市・三潞郡	14,318
行橋市	19,610
中間市	12,620
小郡市・三井郡	19,684
筑紫野市	26,780
春日市	28,418
大野城市	25,123
宗像市	25,953

太宰府市	18,921
古賀市	15,581
福津市	15,439
うきは市	8,815
宮若市・鞍手郡	15,815
嘉麻市	12,155
朝倉市・朝倉郡	24,506
みやま市	11,579
前原市・糸島郡	26,924
筑紫郡	12,813
糟屋郡	56,809
遠賀郡	26,671
八女郡	13,217
田川郡	24,086
京都郡	15,559
築上郡・豊前市	17,383

公安委員会

福岡県公安委員会告示第253号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成23年9月30日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年11月22日（火）から同年11月30日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年11月28日（月）から同年11月30日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36名

(2) 追加取得講習

12名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）

- ）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者
- 5 受講申込手続等
- (1) 受付期間
- 平成23年10月31日（月）から同年11月2日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (2) 受付場所
- 北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
- ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
- ※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者
- 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- b イに該当する者
- 合格証明書（1級）の写し
- c ウに該当する者
- 合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- d エに該当する者
- 旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者
- 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 前記5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- (ア) 新規取得講習
38,000円
- (イ) 追加取得講習
14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日にお

いては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第257号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成23年9月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成23年11月3日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法

15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2026回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第2026回西日本宝くじ |
| 2 受託銀行等の名称
及び所在地 | 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 発売総額及び通数 | 300,000,000円
10万通 30組 |

- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成23年10月5日から
平成23年10月18日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成23年10月20日
- 7 当せん金支払開始日 平成23年10月25日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	60本
4 等	50,000円	300本
5 等	5,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2027回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に

において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2027回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成23年10月12日から
平成23年10月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成23年10月12日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	200,000円	30本
2 等	30,000円	45本
3 等	20,000円	450本
4 等	10,000円	15,000本
5 等	500円	76,350本
6 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2028回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2028回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成23年10月26日から
平成23年11月8日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成23年11月10日
- 7 当せん金支払開始日 平成23年11月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000円	2本
1 等の前後賞	10,000,000円	4本
1 等の組違い賞	100,000円	78本
2 等	10,000,000円	2本
3 等	1,000,000円	8本
4 等	100,000円	80本
5 等	10,000円	4,000本
6 等	1,000円	40,000本
7 等	200円	400,000本
幸運の女神賞	50,000円	1,200本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2029回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2029回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成23年10月26日から
平成23年11月8日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成23年10月26日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	21本
2 等	10,000円	1,500本
3 等	5,000円	30,000本
4 等	500円	58,200本

5 等	200円	300,000本
-----	------	----------

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2030回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2030回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成23年11月23日から
平成23年12月6日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成23年12月8日
- 7 当せん金支払開始日 平成23年12月13日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	10,000,000円	1本
1	等の前後賞	5,000,000円	2本
1	等の組違い賞	50,000円	29本
2	等	1,000,000円	3本
3	等	100,000円	60本
4	等	30,000円	600本
5	等	3,000円	6,000本
6	等	1,000円	30,000本
7	等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2031回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2031回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成23年11月23日から
平成23年12月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成23年11月23日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	300,000円	24本
2 等	20,000円	75本
3 等	10,000円	450本
4 等	5,000円	30,000本
5 等	500円	82,500本
6 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2032回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2032回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

- 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,000,000,000円
500万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成23年12月7日から
平成23年12月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成23年12月7日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	20本
2 等	30,000円	170本
3 等	10,000円	1,670本
4 等	500円	118,000本
5 等	200円	500,000本
クリスマス賞	5,000円	50,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2033回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2033回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,500,000,000円
10万通 75組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成23年12月23日から
平成24年1月10日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成24年1月12日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年1月17日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	74本
2 等	10,000,000円	3本
3 等	500,000円	150本
4 等	1,000円	75,000本
5 等	200円	750,000本
一富士賞	1,000,000円	75本
二鷹賞	100,000円	750本
三茄子賞	10,000円	7,500本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2034回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2034回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,200,000,000円
600万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成23年12月26日から
平成24年1月10日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成23年12月26日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	12本
2 等	30,000円	180本
3 等	5,000円	60,000本
4 等	500円	61,320本
5 等	200円	600,000本
お年玉賞	1,000円	61,320本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2035回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 40組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成24年1月11日から
平成24年1月24日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 169,900,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,248,790円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,800,000円
- 8 受託申請期限 平成23年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第2036回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 800,000,000円
1組10万通 40組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年1月18日から
平成24年1月31日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 353,900,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 70,231,245円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 30,480,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成23年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 名 称 | 第2037回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 600,000,000円
300万通 |

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年1月25日から
平成24年2月7日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 264,396,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 54,178,866円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 36,600,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成23年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第2038回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年2月1日から
平成24年2月14日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 126,450,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,505,945円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 14,850,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成23年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第2039回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年2月1日から
平成24年2月14日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 308,525,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,182,070円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 42,700,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成23年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に

において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第2040回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年2月15日から
平成24年2月28日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 127,900,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,505,945円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 14,850,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成23年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第2041回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年2月29日から
平成24年3月13日まで |

5	当せん金の総額	発売総額に対し	126,450,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	29,505,945円
7	その他発売経費	発売総額に対し	14,850,000円
8	受託申請期限	平成23年10月14日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1	名 称	第2042回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	600,000,000円 300万通
3	証 票 金 額	1枚 200円
4	発 売 期 間	平成24年3月7日から 平成24年3月20日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 264,558,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 54,023,508円
7	その他発売経費	発売総額に対し 36,600,000円
8	受託申請期限	平成23年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1	名 称	第2043回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	300,000,000円 1組10万通 30組
3	証 票 金 額	1枚 100円
4	発 売 期 間	平成24年3月14日から 平成24年3月27日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 127,900,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 29,505,945円
7	その他発売経費	発売総額に対し 14,850,000円
8	受託申請期限	平成23年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1	名 称	第2044回西日本宝くじ
---	-----	--------------

2	発売総額及び通数	600,000,000円 1組10万通 30組
3	証票金額	1枚 200円
4	発売期間	平成24年3月14日から 平成24年3月27日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 265,900,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 52,192,245円
7	その他発売経費	発売総額に対し 22,860,000円
8	受託申請期限	平成23年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1	名称	第2045回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	500,000,000円 250万通
3	証票金額	1枚 200円
4	発売期間	平成24年3月21日から 平成24年3月31日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 220,450,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 45,039,750円

7	その他発売経費	発売総額に対し 30,500,000円
8	受託申請期限	平成23年10月14日